

清瀬パワハラ？第 2 報

3月2日に発行いたしました気流号外 2459号（清瀬パワハラ？）では、全国の組合内外の皆様にご关心をお寄せいただき、いろいろな意見を頂きました。

なぜこの件を組合がムキになって取り組もうとしているのか。

それは、この件がいわゆる「森友事件」で近畿財務局の職員が自ら命を絶った事件を彷彿とさせるものがあるからです。その職員の方の遺書には、該当の土地売却がいかに前例にもルールにもない異常なやり方で進められ、担当者として良心との狭間でいかに苦悩したかを克明に告発しています。（誤解しないでいただきたいのは、労働組合としてどこそこの政党を倒閣したい・支持したいという話ではなく、良心や法律・規定に則らず強権的に押し付けられる仕事に苦悩させられる末端の職員がいて、このように自ら命を絶つケースすらあるのだということです。労働組合としてはそこに寄り添わなければいけないと考えます）

◆気象衛星センター管理職との交渉

3月17日、気象衛星センター分会は、気象衛星センター所長に対し、「十分な説明のない入退館システムの設置はやめるよう」申し入れ書を手交しました。

そして3月19日、気象衛星センター管理職との交渉を行いました。

●貼り出された「気流号外」（清瀬パワハラ？）を見てどう思ったか。

→管理課長：こちらの意図が伝わっていないと感じた。誤解があり、管理職として説明に至らない点があったと思う。

●諸々の規定を守り業務にあたる今回の担当者をどう思うか？「馬鹿正直」で「クソ真面目」？

→管理課長：担当者は責任感をもって仕事をしっかりやっている。安心してまかせている。

●管理課担当から具体的な規則の違反箇所を指摘し、根拠を聞いているのになぜ回答しないのか。

・気象庁セキュリティポリシー実施手順 6.2.1 (1) ス

「システム管理者は、脆弱性対策の状況を確認する間隔は、可能な範囲で短くすること。」

どうやって脆弱性対策の状況を確認すると本庁総務課から説明を受けているか？この点について理解もせず許可するつもりか？

→セキュリティ管理官：本庁 D/N と協議した結果、入退館ゲートシステムの管理 PC は、行政ネットに接続されている通常の PC と同じ使われ方はしない（WEB の閲覧はしない等）ので、脆弱性対策はリアルタイムでなくてよいという本庁判断が示されている。ただし、脆弱性対策は行わないわけではなく、業者点検時のほかにも、必要に応じてタイムリーに行う。修正パッチが公開された際には更新を行うし、異常が検知された場合にも対策を行う。修正パッチの有無や異常があるかどうかは担当者がチェックする。

→管理課長：重要性の高いパッチはすぐに対応する。そうでないものは業者点検時にということ。
(コメント) 他にも WEB 閲覧をしない機器（例えはファイルサーバなど）にはリアルタイムで定義ファイルが更新されるなど規則通りの運用をしている。本件機器だけ規則を守らないのはなぜ？また、他の機器と同じようにオンラインで更新した方がコストもかからないのではないかと考えるのだが・・・

それと、情報セキュリティ管理官は DN 管理室と協議をした事実はなく、この交渉での回答は虚偽ではありませんか？

●それはだれが判断する？入退館ゲートの所掌は総務課だから総務課職員か。

→総務課長：運用要領に記されている。

●気象庁セキュリティポリシー実施手順 6.2.2 (1) ウ「システム管理者は、不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。」

庁内他システムでは定義ファイルをオンラインで更新するが、本件では更新しないのはなぜ？

→セキュリティ管理官：6.2.1 (1) と同様に必要に応じて更新するので問題ない。

●気象庁行政情報ネットワークにおけるネットワーク機器等接続ガイドライン

「行政情報ネットワークに接続する機器は Active Directory に参加させることを義務づける」ということだが？

→セキュリティ管理官：入退館ゲートシステムの管理 PC はユーザー ID を使用しないことから Active Directory で管理しない。

(コメント) 行政情報 NW に接続されている通常ログインをしない機器（例ファイルサーバなど）も Active Directory に参加させ規則通り運用している。本件機器だけ規則を守らないのはなぜ？

●コンピュータネットワークは ID によって誰が何時ログインしたかを管理すべきではないのか、かえって危険ではないか。

→セキュリティ管理官：Active Directory で管理しなくてもよいと本庁が判断した。

(コメント) Active Directory で管理しなくてもよいなんて前代未聞のこと。その理由を本庁が提示しないのはなぜ？

●2020 年 11 月 17 日には、本庁総務課がセキュリティゲートの業者を連れて衛星センターに来所して作業をしようとした。

業者が来所して作業をすること自体は事前に総務課に申請して行われたようですが、セキュリティの面からは許可を出しません。

作業当日に突然、総務課担当から管理課担当はサーバ室に呼び出され来所業者から、

「今から行政情報ネットワークに接続するから接続場所を教えてほしい」

と要求されました。

管理課担当からは、

「行政情報ネットワークの接続申請が未提出かつ事前のスケジュール調整も無いので接続は不可である。」

と伝え接続は阻止した。

業者は不満そうだったがその場で本庁の担当に説明した。

おそらく接続場所がわかつていたら黙って接続されていた可能性がある。

このように、許可もしないのに業者まで連れてきて勝手につなごうとした本庁総務課をセンターとしてどう思うか？非常に悪質はないか。

日程の事前調整せず、かつ行政情報ネットワークの接続申請も未提出で接続を強行するという強引な行為を行う整備案件は即刻中止すべきと考えるが、衛星センター管理職の考え方はどうか。

→総務課長：管理課担当者への事前の連絡は無く、別件で来所していた業者が突然にサーバー室に行つたということである。この件は業者の勘違いによるものであり、気象衛星センター当局や本庁総務課の指示があつてのことではない。業者の勘違いとのことである。

（後日、気象衛星センター総務課長より）

- ・この日につなぐつもりは当然なかった。この時点では許可されていなかつたことは認識している。

●これまでの担当者からの質疑で、本庁総務課からの回答で

「情報基盤部関係官が言っていたから・・」

「総務課では技術的なことは分からぬから・・」

という他人事のような回答が多数あつた。

本件は本庁総務課が整備原課である。

DN 管理室等から技術的な支援を受けることはあっても、最終的には本庁総務課の責任において行うべきものではないのか？

「総務課は技術的なことは分からぬから」とよく言うが、検査職員、監督職員は本庁総務課職員のはずである。

本庁総務課には現在はネットワークに詳しい職員がいないようだ。整備する責任のある本庁総務課が技術的な件も詳細に検討できる体制があるべきである。そうであれば今回のような問題はでてこない。本庁総務課にきちんと体制をとるよう進言しないのか。

→総務課長：セキュリティについては、本庁と気象衛星センター間で直接担当者間での調整も含めて、十分行ってきた。本庁に体制強化を言うのはなかなか難しい。

（コメント）「本庁に体制強化を言うのはなかなか難しい」とはずいぶん弱腰。清瀬の担当者の通信の専門家としての意見は、本庁の前には圧殺？

●本庁人事課によれば「清瀬では許可したはず」とのこと（2/3）。何をもって「接続許可」としたのか。

→セキュリティ管理官：様式 14 によって許可をした。

（後日、気象衛星センター総務課長より）

- ・セキュリティ管理官から口頭で許可を得た。「後日 14 号様式を日付入れて返すから」と。

●本件はセキュリティに関する諸規定上、正しいことだと認識しているか。

→セキュリティ管理官：セキュリティ管理上の問題は無いと認識している。

●問題なのは、上記のように行政情報 NW の他の機器よりはるかにザルなセキュリティで、もしコンピューターウイルスが侵入したら、だれが、どんな文書に基づいて責任を取るのか。

→管理課長：責任は管理職が負う。

●別に組合として入退館セキュリティの大切さを軽視しているわけではない。ではなぜ、「行政情報 NW の規定に合ったようにシステムを作り直す」あるいは「年 4 回申請できる国内基盤通信網 L3 スイッチの VLAN (バーチャル LAN)」で申請しようとしたのか。行政情報 NW にこだわる意味が理解できない。

→S Q 官）それは本庁に聞いてほしい。また、入退館ゲートシステムは霞ヶ関 WAN につなぐが、霞ヶ関 WAN は行政ネットでつなぐ必要がある。

(コメント) 新たに作った VLAN を霞が関 WAN と通信できる設定をすればよいのではないか？

●今日うかがったことは、東京気象支部に伝える。

◆3月22日、本庁人事課長と総務課長に申入書

・東京気象支部として、本庁人事課長と総務課長に「通信のプロとして規定違反が多々あることを再三指摘したにもかかわらず、それを無視して接続を行うことをやめよ。これは通信のプロに対する屈辱。つまりパワハラ」と申入書を提出。

◆3月23日、接続の日。しかし・・・

・午前中、強行的に接続。この時の本人とセキュリティ管理官とのやり取りは以下の通り。

Q 今日本本当に接続しないといけないのか？

A 接続しないといけない。

Q 14号様式出していないのか？

A 出していない。

Q 接続許可したの？

A していない。

Q DN 管理室に問題ない旨確認したか？

A 直接はしていない。

Q 本庁からの命令で接続するのですよね？

A その通り。

・管理課長と情報セキュリティ管理官は 14 号様式で許可文書を送付していないことに気づき、拒否する担当者に対して、14 号用紙式で許可文書を発出処理を命令。

・しかし同日中に「上層部での協議の結果、運用開始までは」と接続を外される。

(コメント)

3月23日午前中の時点で、セキュリティ管理官は「14号様式での許可を出していない」「接続許可をしていない」「DN管理室に問題ない旨確認していない」という認識。

では3月19日の組合との交渉での「14号様式での許可」とは何だったんでしょう？

◆3月31日、再び接続

・運用開始を前提とした接続。

・官側が自ら規定を無視して許可を強要したゲートがいよいよ運用を開始へ・・・

◆皆さんの職場にもこのようなことはありませんか？

日大アメフト部の事件の時も、日大教職員の労働組合が内部での事情を世間に対し告発していました。職場で間違ったことが行われていないか監視する、これもまた労働組合の役割です。

上司からの良心に反するような業務命令に悩んだら、すぐに組合に連絡してください。

組合としては今後とも、当局を追求していきたいと思っています。ご意見募集↓

支部：tokyo-kishou-sibu@hotmail.com 委員長直通：tokyo.kishou.iincho@gmail.com